※市外局番は書いてあるものを除きすべて042です。

受験生チャレンジ支援
貸付事業をご活用ください

都では、受験生（中学3年生・高校3年生）を持つ生計中心者に対し、学習塾などの費用や受験費用を無利子で貸し付けています。条件により返済も免除になります。この制度は所得が一定以下の世帯の方が利用できます。

【事業の内容】中学3年生、高校3年生および高校・大学などの中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生など（4月1日時点で20歳未満であること）が高校・大学・専門学校などに入学するための受験料と学習塾などの費用を貸し付けます

【貸付金額・受験料貸付金＝中学3年生が2万7400円、高校3年生などが8万円**▼学習塾等貸付金**＝20万円

※いずれも上限額。

【利用できる方】次の①～⑦すべてを満たす方。

①引き続き1年以上都内に居住している

②20歳以上の生計中心者

③世帯収入（父母等養育者）の総収入または総所得を合算した金額が一定の基準以下であること（世帯人数（父母等養育者および就労前の子ども）の合計が4人の場合、給与収入（年間）一般386万4000円・ひとり親441万5000円。家賃控除ができる場合あり

④預貯金などの保有資産が600万円以下

⑤土地・建物を所有していない（現在居住している場所および不動産所得を得ていない土地・建物を除く。ただし、不動産所得があっても状況により対象となる場合あり）

⑥生活保護受給世帯でない

⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない人が必要です。

申し込みは31年2月15日（金）までに、福祉総務課（市役所1階）へ。

※申請書は31年2月8日（金）までに同課へ受け取りに来てください。

詳しくは同課福祉政策係☎470・7749へ。

6月1日（金）～30日（土）は30年東京都暴走族追放強化期間
「暴走族の追放は、まず家庭から・そして地域から」

この運動は、暴走族による各種不法事案を未然に防止し、併せて二輪車などによる交通事故防止および青少年の健全育成を図るため、都、警視庁、市区町村、関係機関・団体と緊密な連携を取りながら、暴走族を許さない環境づくりと、暴走族に対する総合的な対策を、地域ぐるみで推進することを目的としています。

家庭でも、「暴走行為」の危険性・迷惑性について子どもに教えるとともに、スピードの出し過ぎや無謀運転による交通事故を防ぐため、命の大切さや事故を起こした場合の責任など、交通安全について、普段から話し合いましょう。

子どもの非行やいじめ、犯罪などの被害に遭って困ったら、警視庁ヤング・テレホン・コーナー☎03・3580・4970へ相談しましょう。

詳しくは道路計画課道路交通計画係☎470・7768へ。

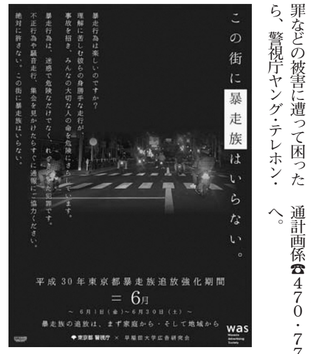
暴走行為は楽しいのですか？
現実に苦しむ他人の身勝手な行為
暴走行為は、迷惑な危険さえ感じてください。
暴走行為は、迷惑な危険さえ感じてください。
暴走行為は、迷惑な危険さえ感じてください。